

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第66号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、ムツゴロウの資源を保護し、及び育成を図るため次のとおり指示する。

ただし、佐賀県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

令和5年12月13日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 有 吉 敏 和

- 1 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。

六角川のうち次の直線A及びBによって囲まれた区域

直線A 佐賀県小城市芦刈町と杵島郡白石町との間に設置されている六角川河口堰の下流端

直線B 佐賀県小城市芦刈町と杵島郡白石町にかかる住ノ江橋下流端

- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。